

新潟県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 新潟県における孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られるよう関係者相互間の連携と協働を促進するため、新潟県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- (2) 孤独・孤立対策に関する先進的な取組み等の情報共有のほか、孤独・孤立に関する啓発活動
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(プラットフォームへの参画)

第3条 プラットフォームへの参画は、参画を希望する団体等から新潟県に対して別途定める方法により、申込みを行うものとする。

2 新潟県は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適当であると認める場合に、会員としてプラットフォームへの参画を認める。

- (1) 新潟県内において、孤独・孤立対策に関連する活動を現に行っている、若しくは、今後行おうとしている、又は、孤独・孤立問題に関心を有する団体等であること
- (2) 宗教的または政治的活動を目的とした団体でないこと
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- (4) 公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

(プラットフォームからの退会・除名)

第4条 プラットフォームを退会しようとする会員は、退会の意思を書面により新潟県に届け出ることにより任意に退会することができる。

2 新潟県は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
- (2) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- (3) 会員が解散又は事業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他プラットフォームの活動に当たり、重大な支障が生じると認められたとき

(幹事会の設置)

第5条 プラットフォームの活動について協議するため、幹事会を設置する。

2 幹事は、別表に掲げる会員とする。

(幹事会の役割)

第6条 幹事会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) プラットフォームの運営に関すること

(2) 第2条に掲げる活動内容に関すること

(幹事会の開催)

第7条 幹事会は、原則として年1回開催することとし、その他、必要に応じて開催することができるものとする。

- 2 幹事会は、事務局が招集する。
- 3 幹事会の進行は、事務局が行うものとする。
- 4 幹事会は、幹事総数の2分の1以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 5 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者の出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、必要があると認めるときは、会員に対し意見を求めることができる。
- 7 特に必要があると認めるときは、書面により幹事会を開催できるものとする。

(事務局)

第8条 プラットフォームの事務局を新潟県福祉保健部福祉保健総務課に置く。

(その他)

第9条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和8年3月24日より施行する。

別表（第5条関係）

区分	団体名
幹事会構成員	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 新潟県パーソナル・サポート・センター 新潟市パーソナル・サポート・センター 新潟県地域生活定着支援センター 一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会 公益社団法人にいがた被害者支援センター 一般社団法人新潟県相談支援専門員協会 社会福祉法人新潟いのちの電話 新潟県児童養護施設協議会 新潟県ひとり親家庭福祉連合会 新潟市 関川村 新潟県